



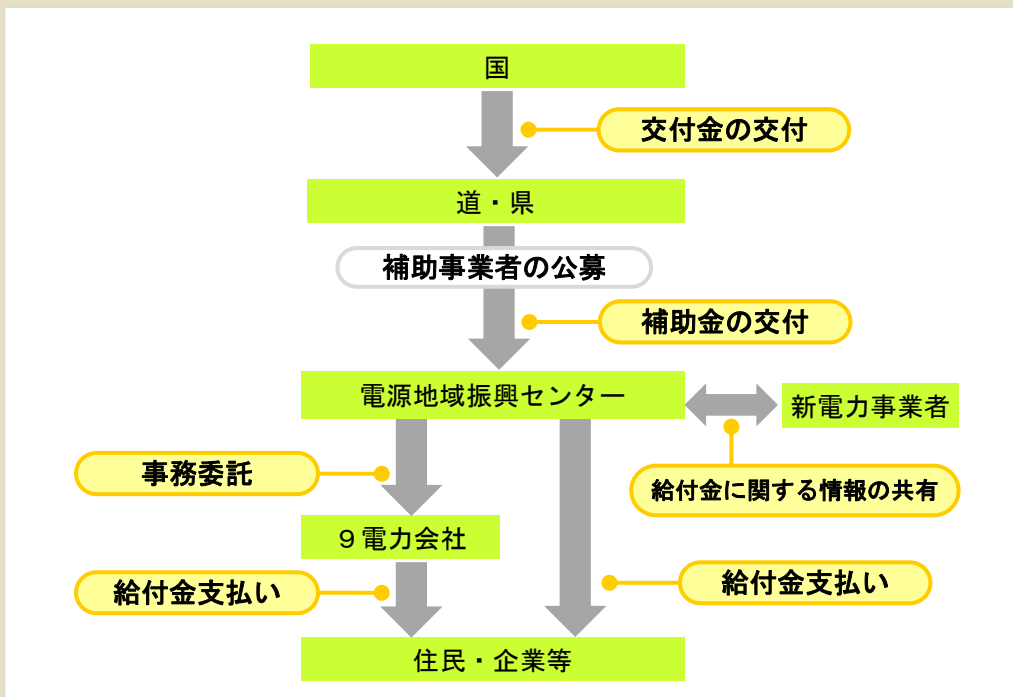
スイッチング（切り替え）をされた需要家の皆さまへ

原子力立地給付金・加算等給付金のご案内

9電力会社（旧一般電気事業者）から新電力事業者（9電力会社以外の小売電気事業者）にスイッチング（切り替え）をしても、原子力立地給付金・加算等給付金（以下「給付金」といいます。）は受け取れます。ただし、ご注意ください事項があります。

1. 交付事務の流れが変わります

給付金の交付事務は、国から道県に交付金が交付され、道県の公募により選定された一般財団法人電源地域振興センター（以下「センター」といいます。）が行います。9電力会社とご契約の需要家の皆さまは、9電力会社から給付金が交付されますが、**新電力事業者とご契約の需要家の皆さまは、センターから給付金を交付します。**（下図参照）



2. 交付時期が変わります

給付金の交付は、下図の「[交付の流れ]」に基づき行うため、給付金の交付時期は、概ね**2月から3月**になります。

※9電力会社とご契約の場合、給付金交付時期は10月下旬から12月上旬頃になります。

[交付の流れ]

11月下旬～	交付に必要な需要家情報を、新電力事業者がセンターに提供
12月～	提供された需要家情報について、センターにて確認作業を実施
2月～3月	確認後、交付対象契約に対し、給付金の交付手続きを実施

・需要家情報は、センターと新電力事業者との間で、需要家データの提供等に関する契約を締結の上取得し、個人情報保護法等の規定に基づき適正に運用・管理致します。

・センターの「個人情報保護方針」及び「特定個人情報等の取り扱いについて」は、センターホームページをご確認ください。

■お問合せ先

原子力立地給付金に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

一般財団法人電源地域振興センター 総務企画部 給付金審査課

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-3 堀留中央ビル7階

電話: (03) 6372-7308 受付時間: 10時～17時(土・日・祝日を除く) メール: kyuufukin@dengen.or.jp

3. 給付金の受け取り方法が変わる場合があります

給付金は、新電力事業者から提供されるデータに基づき、「口座振込」又は「郵便振替払出証書」で交付します（下記参照）。このため、受け取り方法が前年と異なる可能性があります。

○新電力事業者から提供されるデータに、振込先の口座情報が含まれている場合

- ・原則、口座振込でのお受け取りになります。
※ただし、振込口座にお振込みが出来ず、その後新電力事業者から正当な口座情報が提供されない場合は、郵便振替払出証書でのお受け取りとなります。

○新電力事業者から提供されるデータに、振込先の口座情報が含まれていない場合

- ・原則、郵便振替払出証書でのお受け取りとなります

4. 給付金の算定方法について

○電灯契約需要家の場合（一契約あたり）

※1 電灯単価 × 12(月)

○電力契約需要家の場合（一契約あたり）

※2 電力単価 × ※3 託送契約(kW)(円未満切捨) × 12(月)

※1 電灯単価は、交付対象地域により異なります。

※2 電力単価は、原則電灯単価 × 1/2ですが、交付対象地域により異なります。

※3 ただし低圧契約については、小売電気事業者が全ての需要家について適用する場合、小売契約kWでの算定も可能となっています。

電力契約の需要家の皆さまは、下記事項も併せてご確認ください

部分供給契約は、部分供給の契約形態により、交付方法や交付時期が異なりますのでご注意ください。

(1)横切り型・通告型の場合

給付金算定は、契約している小売電気事業者それぞれの基準日の属する月の契約kW数により別々に算定を行い、2回に分けて交付しますので交付時期に差がでることがあります。

例)9電力会社と新電力事業者の2箇所で横切り型の部分供給契約を締結している場合

- ・9電力会社部分は、9電力会社分の契約kWに基づき、9電力会社から交付
- ・新電力事業者部分は、新電力事業者分の契約kWに基づき、センターから交付

(2)縦切り型の場合

基準日の属する月の契約kW数は、契約している小売電気事業者のいずれか高い方に内包することから、各々の契約kW数を比較して高い方の契約電力(kW数)により算定し、交付します。